

旭川医科大学病院職種間協働推進検討委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野 丈夫

旭川医科大学病院職種間協働推進検討委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院職種間協働推進検討委員会規程（平成24年旭医大達第2号）の一部について、下記右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
第1条～第2条（略） （組織） 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 （1） 副病院長 （2） 病院長補佐 （3） 経営企画部副部長（経営戦略担当） （4） 二輪草センター副センター長 （5） 医師 若干人 （6） 看護師 若干人 （7） 薬剤部副薬剤部長のうちから 1人 （8） 臨床検査・輸血部技師長 <u>（9） 手術部技士長</u> （新設） <u>（10） 放射線部技師長</u>	第1条～第2条（略） （組織） 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 （1） 副病院長 （2） 病院長補佐 （3） 経営企画部副部長（経営戦略担当） （4） 二輪草センター副センター長 （5） 医師 若干人 （6） 看護師 若干人 （7） 薬剤部副薬剤部長のうちから 1人 （8） 臨床検査・輸血部技師長 （9） 放射線部技師長

- (11) 病理部技師長
- (12) リハビリテーション部技士長
(削除)
- (13) 栄養管理部栄養士長
- (14) 病院事務部経営企画課長
- (15) 病院事務部医療支援課長
- (16) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第5号から第7号及び第16号の委員は、病院長が委嘱する。
4条～第9条（略）

附 則

この規程は、令和3年8月11日から施行し、改正後の第3条第1項の規定は令和3年4月1日より適用する。

【改正理由】

旭川医科大学病院職種間協働推進検討委員会の構成員を見直し、もって委員会の円滑な運営を図るものである。

- (10) 病理部技師長
- (11) リハビリテーション部主任理学療法士
- (12) 臨床工学室主任臨床工学技士
- (13) 栄養管理部栄養士長
- (14) 病院事務部経営企画課長
- (15) 病院事務部医療支援課長
- (16) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第5号から第7号及び第16号の委員は、病院長が委嘱する。
第4条～第9条（略）